掛川市立原田小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年4月策定 令和 6年4月改訂

1 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめの定義

<いじめ防止対策推進法>

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う<u>心理</u> <u>的又は物理的な影響を与える行為(インターネット</u>を通じて行われるものを含む。)で あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア いじめの表れとして考えられること

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

イ いじめの理解

- どの子どもにも、どこでも起こりうる。
- ・「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり大勢から集中的に 行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同じく生命または心身 に重大な危険を生じさせることがある。
- ・「被害者」「加害者」だけでなく、はやし立てたりおもしろがったりする 「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」にも気をつけ、集団全体がい じめを許さない雰囲気となるように指導や支援をする。

(2) 基本的な考え方

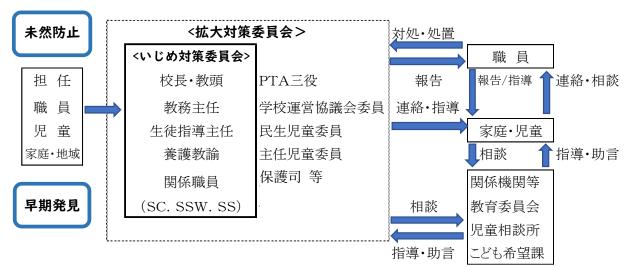
いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。 いじめが重篤になるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そ のため、いじめの未然防止とともに、適切な初期対応が重要である。

また、被害者が嫌だと思っていなくても、周りで見ている人がその関わり方がいじめのようで嫌だと感じたら、それもいじめである。

〈キーワード〉

- 1 いじめを許さない学校づくり
- 2 いじめの未然防止
- 3 早期発見・スピード感のある対応
- 4 組織的対応と指導の継続化
- 5 関係機関との連携強化

2 いじめ防止等のための組織



3 いじめ防止等のための対策

(1) 学校いじめ防止対策委員会

ア 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・関係職員 (必要に応じて、SC・SSW 等を追加する。)

イ 実施計画

- ① 学校いじめ防止対策委員会 生活アンケート実施後、必要に応じてアンケートの情報収集とその 後の対応について協議する。また、いじめ防止基本方針の点検及び 見直し、いじめ対策の企画立案も行う。
- ② 学校いじめ防止対策緊急会議 いじめの情報があった時に、随時対応の協議を行う。いじめの場合 によっては、外部人材を加え、「拡大防止対策委員会」を実施する。

(2) 学級経営の充実

- ア 「たからものカード」「おぉ!たから山」等、「自尊感情の高揚」につ ながるような取組を積極的に行い、教師は常に「認め・褒め・励ます」 態度で接し、自他を認め合う学級づくりをする。
- イ 正しい言葉遣いや「さんづけ」ができる学級をつくる。「死ね、ウザイ、 キモイ」等の人権意識に欠けた言葉を使わないよう、指導をする。
- ウ 学級、学校のルールをきちんと守らせるよう、規範意識を高める指導 を継続的に行う。奇数月に行う学校生活アンケートの結果や児童との 個別面談を通して、児童一人一人の状況を把握し適切に対応する。

(3) 授業中の生徒指導の充実

- ア
 「楽しくわかる授業」で児童の学びを保障し、自尊感情を高める。
- イ 子ども同士の関わる場や自己決定の場を設定し、共感的人間関係を基 盤とした魅力ある授業づくりを進める。

(4) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業で、生命尊重や公正公平を主題として、いじめを題材に取

- り上げ、思いやりの心やいじめを許さない強い意志を育てる。
- イ かけがわ道徳の実践により、まごころをもってことに当たる報徳の教 えを通して豊かな心を育てる。

(5) 人間関係づくりの指導

- ア 県教委作成「人間関係づくりプログラムの手引き」等を活用し、人間 関係のトラブルやいじめへの対処法を指導する。
- イ 奇数月にいじめ調査を含む生活アンケートを取り、必要に応じて児童 との個別面談を行う。
- ウ 「だいじあいさつ」「だいじそうじ」「だいじさんづけ」を中心に、お 互いの頑張りやよいところを認め合う。
- (6) 児童会による取組
 - ア なかよし班活動:異年齢との交流
 - イ 「だいじあいさつ、だいじそうじ、だいじさんづけ」を推進する活動

(7) 保護者や地域への啓発

- ア 「学校いじめ防止基本方針」をHPに公開し、保護者や地域に対し、 積極的な協力を求める。
- イ 年一回、民生委員と情報交換をする「民生委員と語る会」を行う。
- ウ 児童や保護者にSCやSSWの活用を呼びかける。
- エ 参観懇談会では、保護者向けに情報モラルの講座を行う。

(8) 教職員の資質の向上

「心づくり研修」: 4.6.2月実施:児童の実態把握や事例研究等。

4 インターネット上のいじめへの対応

SNSの普及により、学校外でもいじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払っていく。発信された情報の流通性、匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように情報モラル研修会(教職員版)等を行う。また、日頃から、児童の会話や様子に注視する。

- 5 いじめの早期発見、早期対応・解消に向けて
 - (1) いじめの早期発見
 - ア 児童の実態把握

(生活アンケート、心の相談ノート、面談等)

- イ 児童の行動注視(授業中、休み時間、昼休み等)
- ウ 保護者との情報共有(学校学年便り、参観懇談会、連絡帳、電話等)
- エ 地域と日常的に連携(関係機関との情報交換、地域行事への参加等)

(2) 早期対応・解消

- ア いじめに関わる相談を受けたり情報を得たりした場合には、軽微な事象と思われることでもまず、生徒指導主任に報告・相談し、速やかに管理職と情報共有を行う。
- イ その後、いじめ防止対策委員会(緊急会議)を開き、対応策を話し合う。

- ウ 被害者、加害者、周辺児童に話を聞き、詳しい事実確認を行う。
- エ 学校だけの対処では、不十分な場合は、関係機関や専門家と学校が一体となって対応を協議するケース会議「拡大対策委員会」を実施する。
- オ 被害者には、いじめを絶対に許さない学校の姿勢や事後指導について、 本人や保護者に説明する。加害者には、被害者のつらい気持ちに気付 かせ、素直な気持ちで内省するように指導する。周囲の児童には、い じめを学年、学校全体の問題として捉えさせ、いじめをなくすための 話合いの場をもつ。
- カいじめゼロの学校づくりの手立てが十分に行われていたか、全教職員で振り返りを行う。不十分な点については、具体的な改善策を立て実行する。学校運営協議会やPTA役員会等でいじめの対応策を説明する。 意見交換を通して、共通理解を図り、協力体制を築く。
- キ いじめの内容やその対応については、スズキ校務に正確な記録を残す。

6 重大事態への対処

<いじめ防止対策推進法>

第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

以上のような重大事態が発生したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。学校は、調査組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

「学校いじめ防止対策委員会」または、「掛川市いじめ防止対策推進委員会」において調査を行う。どちらにするかは、学校からの報告を受けた際に教育委員会が判断する。

教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって あきらかとなった事実関係について、適切な方法で説明を行う。その際に は、関係者の個人情報に十分留意する。